議案第１８号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２４年９月７日提出

市川市長　　大　久　保　　博

市川市条例第　　号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成１６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２３条を削り、第２２条の２を第２３条とする。

第３５条第１項中「指定管理者」の次に「（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第２項中「手続条例」を「市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１６年条例第２号）」に改め、同条第４項中「手続条例」を「市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第２３条第３項の規定により適用される同条例第１４条第１項の規定により指定管理者の許可を受けているものは、改正後の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第１４条第１項の規定により市長の許可を受けたものとみなす。

理　　由

これまでの市川市急病診療・ふれあいセンター集会室の指定管理者による管理の状況を踏まえ、障害者の社会参加の支援及び高齢者の生きがいづくりの充実を図るため、同集会室の管理を障害者及び高齢者の雇用による直営に改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。